令和6年度 山梨地方最低賃金審議会

第2回山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事録(一部議事要旨)

1 日 時:令和6年10月29日(火)午後1時55分~3時45分

2 場 所:山梨労働局 1階 大会議室

3 出席者:公益代表:今井委員、岡松委員、門野委員

労働者代表:櫻井委員、内藤委員

使用者代表:海宝委員、松下委員、依田委員

事務局:小林労働基準部長、鈴村賃金室長、篠原賃金指導官

4 議事

- (1) 改正審議
- (2) その他

5 審議会内容

(賃金指導官)

それでは、定刻より少し早いですが、本日御出席の方すべてお集まりですので、 ただいまから、令和6年度山梨地方最低賃金審議会第2回山梨県自動車・同附属品 製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、労働者側、千葉委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

また、本専門部会は一般に公開をしております。

事前に傍聴希望の公示を行いましたが、傍聴希望者はおられませんでしたので、 併せて報告いたします。

それでは、門野部会長、以後の議事進行につきまして、よろしくお願い申し上げます。

(門野部会長)

それでは、早速、金額の審議に入りたいと思いますが、その前に事務局から何か ありますでしょうか。

(賃金室長)

よろしくお願いいたします。

私から、2点、説明をさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、金額審議を行う会場についてです。

例年と同様に、本年度も公益委員と各側委員との金額折衝はこちらの会議室で行っていただきます。

各側の控室につきましては、労働者側は「2階の相談室」、使用者側は「3階の相談室」としております。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

よろしくお願いいたします。

また、金額折衝を行っていただく際には、控室に事務局が御案内に参りますので、 よろしくお願いいたします。

2点目ですけれども、資料の説明をさせてください。

お手元に配付しております山梨地方最低賃金審議会審議資料というものがあります。

それの1ページ目、これは、令和6年度の全国における輸送用機械器具等製造業 最低賃金の改正状況を取りまとめた一覧表になります。

現時点で、表に書いてありませんが、決まったところがありますので、お伝えさせていただきます。

福島ですけれども、山梨のオレンジ色の線から13行下の青い線の岐阜の2行下になります。

福島、改正額1,005円、兵庫との格差89.3、引上げ額51、引上げ率5.4、部会の結審日10月23日、令和4年から5年の引上げ額はプラス38、地賃との差額プラス50となっております。

現状では、これだけのところが決まっているというところになっております。

続きまして3ページ、山梨県鉱工業指数の最新版を資料としております、御参考 に見ていただければと思います。

説明は以上でございます。

(門野部会長)

ただいまの説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 議事(1)改正審議 】

(門野部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、これより、具体的な金額審議に入ります。

本年度も、審議の効率化を図る観点から、労使双方から事前に、主張される金額をお知らせいただいているところですが、改めて、この場で金額及びその金額を提示した理由を簡単に説明していただきたいと思います。

それでは、まず、労働者側からお願いします。

(櫻井委員)

労働者側から、私、櫻井から説明させていただきます。

労働者側からは、引上げ額80円を提示させていただきました。

これの根拠でございますけれども、二つありまして、その一つは、今年度の、連合山梨で集計している、山梨県の地場の産業の労働組合から集計しているデータ、こちらの引上げ率5.13%これに現行の最低賃金971円をかけますと49.838ですから50円という形になります。

もう一点は、昨年度引上げ額が10円でしたが、本来ですと我々としては38円以上、40円近くを検討していたのですけれども、事情により10円しか上げられなかったということでございますので、その差額分30円を足して80円というふうな金額を出させていただいた。

以上です。

(門野部会長)

はい、続きまして、使用者側お願いします。

(海宝委員)

はい、前回の中でもお話しさせていただきましたけれども、日本の経済状況、あるいは自動車部品業界、企業の状況を加味した上で、前回いただいた審議資料のBランク製造業のパートの賃金上昇率をベースに42円とさせていただいております。これは、最低賃金が適用される対象としまして、製造業のパートが多く含まれているということを背景に実際に引上げが行われた実績として本データを使用しました。

以上になります。

(門野部会長)

ただいま、労使双方から、金額を提示していただきました。

従来の例に従いまして、これから、公益委員による各側との個別折衝を、まず、 労働者側と行います。

その前に公益委員内で打合せを行いたいと思いますので、各側の委員には、一旦 控室で待機をお願いします。

それでは、一旦専門部会の審議を中断いたします。

(以下、金額折衝を実施。) 概要は、以下のとおり。

1 公益委員による事前打合せ

2 労働者側と折衝

(1) 労働者側の主張

昨年度は、いろいろ事情があって、結局 10 円しか上げることができなかった。 しかし、他県の状況を見ると山梨県はかなり低い金額になってしまっているた めその格差を縮めなくてはならないと思っている。

昨年度の状況を考えると、80円はそれほど高い金額とは考えていない。

(2) 折衝の結果

昨年度の遅れを取り戻すにあたり、来年度を含めて考えることとし、70 円が 提示された。

3 使用者側と折衝

(1) 使用者側の主張

当初提示金額は42円としているが、山梨県最低賃金の引上げが50円であったことから、これと引き離されない程度の引上げ額として50円を目安としたいとの提示がなされた。

(2) 折衝の結果

時間をかけて金額を上げていくことは考えている、50 円を超える金額については検討したいとされた。

(以上で金額折衝を終了)

(門野部会長)

それでは審議を再開いたします。

労使双方に個別にお伺いしまして、金額及び考えを伺いました。

ただ、労使の主張には、まだ隔たりがあり、公益側としては、このまま審議を進めても進展が見込めないと思われますので、本日はここまでとしまして、一旦審議を打ち切りたいと思います。

労使各側とも、もう一度歩み寄りを検討していただきたいと思いますので、少ないですけれども、時間を取り、次回は11月5日に第3回の審議を行いたいと思います。

次回の審議をもちまして、結審の予定となっておりますので、具体的な金額につきまして、各側とも、もう少し御検討いただき、労使双方の合意形成を図っていきたいと考えております。

できましたら、全会一致で答申に至るように努めたいと思いますので、双方、前向きな検討をお願いします。

【 議事(2) その他 】

(門野部会長)

それでは、議事の「その他」に入りますが、各側から何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(門野部会長)

それでは、事務局からお願いします。

(賃金室長)

ただいま、部会長からお話がございましたが、次回、第3回の専門部会につき、ましては、11月5日火曜日、午後2時から、本日と同じ1階会議室で行いますので、お集まりいただきますよう、よろしくお願いいたします。 以上でございます。

(門野部会長)

以上で、第2回専門部会を終了したいと思います。 なお、本日の議事録の確認ですが、櫻井委員と海宝委員にお願いします。

長時間お疲れさまでした。